

岡崎市景観計画（案）

本資料は、中央緑道周辺地区を景観形成重点地区（地域の良い景観の維持・保全を重点的に推進する地区）に指定するための岡崎市景観計画の一部変更案で、変更した箇所のみ掲載しています。

目 次（一部抜粋）

第4章 景観形成重点地区における景観計画

1. 八丁地区景観形成重点地区	145
2. 藤川地区景観形成重点地区	152
3. 中央緑道周辺地区景観形成重点地区	162

3. 中央緑道周辺地区景観形成重点地区

(1) 地区の概要

1) 地区の特性

①自然・地形

中央緑道は、名鉄東岡崎駅から籠田公園までの約1kmの動線のうち、乙川にかかる桜城橋から籠田公園を結ぶ乙川以北の全長300m、全幅約30mの緑の軸です。中央緑道には旧東海道や国道1号が縦断し、歴史的なまちの名残と新しいまちなみを同時に感じることができるほか、河岸段丘の高低差を生かして乙川への豊かな眺望を楽しむことができます。もともとは乙川に南面した竜頭山（現・岡崎城）の東側に位置する丘陵で、築山とも呼ばれた一帯です。



中心市街地（岡崎城と乙川）

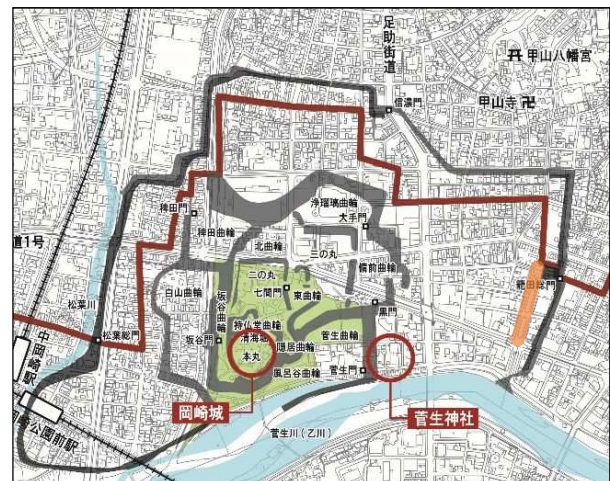


出典：国土地理院ウェブサイト

(<http://cyberjapandata.gsi.go.jp/>)

②歴史・伝統

現在の中央緑道付近は、田中吉政によって整備された岡崎城総曲輪の東端にあたり、江戸時代には総持尼寺や侍屋敷が立ち並ぶ地域でした。明治時代以降は警察署や役場が建つなど、公共施設が集う額田郡及び岡崎町の中心地となりました。昭和20年の空襲により岡崎市の中心部は大きな被害を受け、戦後は岡崎市の戦災復興都市計画（1947-1957）に基づき整備が行われました。その特徴は城下町の頃から戦前まで継続的に使われてきた街路の多くを踏襲して計画された点にあります。軸となる東西方向の旧東海道を中心とした街路と、それに直行する市街北側に点在する寺社の参道によって構成された近世城下町の構造は、戦災復興後も引き継がれています。



岡崎城城郭図
(岡崎市歴史的風致維持向上計画より)



中央緑道周辺地区

③くらし・まち

中央緑道周辺地区は都市計画においては、商業系の用途地域に指定されています。中央緑道に近い康生通周辺には、第二次世界大戦後の戦災復興区画整理事業により、商店街を中心とした商業の集積が生まれました。しかし、昭和40年代から60年代にかけて康生通西地区へデパートやレクリエーション施設等が進出し、郊外への大規模集客施設が出店したことなどにより、来街者が減少しています。中央緑道は昭和49年（1974）に設置され、岡崎市中心街の中央に緑道を配していることから、中央緑道と呼ばれるようになりました。自動車が一般に普及し始めたことに伴い、昭和56年（1981）には、中央緑道の途中に入口を設けた籠田公園地下駐車場が新設されました。

平成26年度以降は乙川リバーフロント整備事業による整備や公民連携のまちづくりが推進され、公共施設の充実やまちの活性化が図られています。整備された籠田公園、中央緑道やその周辺の道路は、令和4年に地域景観の骨格を成す主な構成要素の一つとして景観重要公共施設に指定されています。



中央緑道の様子

2）課題

中央緑道周辺地区は乙川河川敷の豊かな水辺空間を活かした整備や東岡崎駅の再整備が進んでおり、令和元年度以降、オトリバーサイドテラスの開業や桜城橋の開通、中央緑道の整備完了など、本市を代表する観光資源が次々と出現し、多くの来訪者が訪れる場所となっています。現状は地域住民のまちに対する誇りによって質の高い景観が維持されている一方で、今後は民間の再投資の誘発が期待され、景観の将来像や配慮事項が示されていない現状では、不調和な形状や色彩を有する建築物や屋外広告物の出現も懸念されます。

市民が心豊かに生活し、来街者がまちあるき等を楽しむことができる、現状の魅力的な景観を維持・向上していくために、新しい建築物等を対象としたルール作りが必要です。

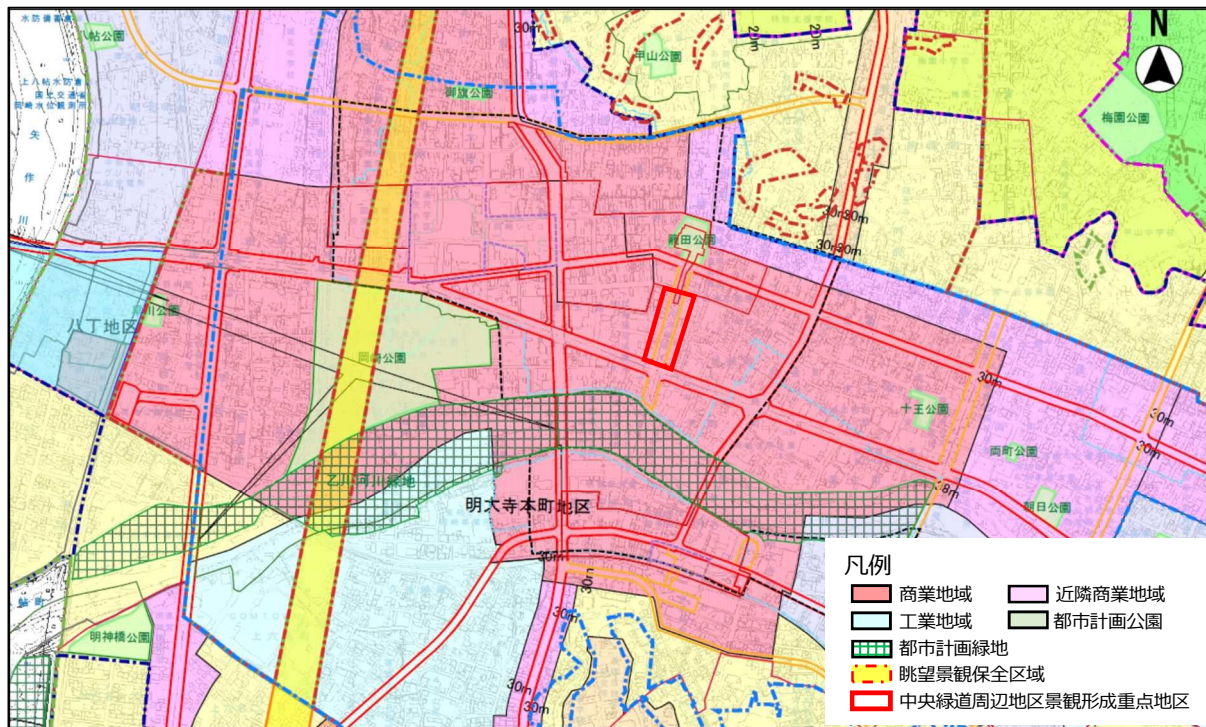
3）景観まちづくりの意義

岡崎城と周辺の歴史文化資産、乙川や周辺の緑が見せる四季折々の自然美は後世へと大切に継承すべき市民共有の財産の一つです。乙川を中心とした地区では、これらを核としながら公共空間の利活用促進を念頭に置き、沿道建築物の外観と河川や道路空間が一体となった景観まちづくりを進め、公民が一体となって「くらしの質の向上」や「歩いて楽しいまちなみ」を実現するための景観まちづくりを進めることとします。

(2) 地区の区域

中央緑道周辺地区景観形成重点区域の指定範囲は、中央緑道と周辺建築物や敷地の一体的な利用を期待し、緑道に接する道路と民地境界から20mの範囲を区域とします。(面積約0.7ヘクタール)

■中央緑道周辺地区景観形成重点地区の区域（広域）



※中央緑道周辺地区の指定区域は、都市計画法に基づく商業地域に位置付けられています。

■中央緑道周辺地区景観形成重点地区の区域（詳細）



(3) 景観まちづくりの方針

1) 将来の景観像

緑道内の取組をまちが包括的にサポートし、
歩いて楽しい魅力のあるまちなみ

中央緑道地区における景観の将来像は、本計画の理念である「美しく風格のある岡崎の創出－自然・歴史・くらしをつなぎ、誇りと愛着をはぐくむ景観まちづくり－」を基本としつつ、乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画における中央緑道の将来像「エリアの価値を支える地域の前庭・街の象徴となる軸の形成・都市の中の自然が豊かで快適な散歩道」や、都市計画マスタープランなど関係する各種計画の理念と連携し調和を図るものとします。

具体的には、桜城橋から籠田公園への緑の都市軸である中央緑道をQURUWAの導入部となるオープンスペースとして強化し、沿道を含めて岡崎の「まちのかお」となる水と緑を生かした都市景観とするため、下記の項目を重視します。

- 1) すでに質の高い景観が形成されているまちの景観を継続的に守り、維持、向上していくため、新たにつくられる周辺の建築物等の高さ・形態等は緑道内からの眺望との調和に配慮し、中央緑道の緑化や夜間照明の雰囲気等の居心地の良さをまちに広めること
- 2) 中央緑道周辺において地域の醸成された「かお」が見える関係を強化するため、建築物の低層部においては緑道内の活動と一体になるような店舗等を配置し、人が目的をもって訪問し長く滞在したくなるような魅力あるまちを創出すること



中央緑道周辺地区景観形成重点地区

2) 景観形成方針

目指すべき将来の景観像を実現するために、次に示す4つの方針を掲げ、市民や事業者と行政の積極的な協同・協創による景観まちづくりを進めます。

I 地域の「かお」が並ぶまちなみ

中央緑道沿道では、乙川への眺望や中央緑道の再整備によって地域住民の自然景観への関心が高まっています。さらに、中央緑道沿道の景観を岡崎の「まちのかお」の並ぶ都市計画に育てるために、中央緑道沿道の建築物は緑道側の街路に駐車場や搬入口などの配置をできるだけ避け、緑道側を建築物の正面としてデザインし、外装材などに地域の職人や事業者が関わった素材や工法を用いることで、地域への敬意を表現します。

II 緑道の居心地を展開したまちなみ

中央緑道や籠田公園の再整備によって生じた滞在型の緑地・街路空間の考え方を中央緑道に面する敷地にも展開し、オープンスペースや緑地を設け、ベンチやテーブルなどの家具を積極的に配置できる居心地の良い外部空間とすることで人を中心に据えたまちをつくります。また、夜間も安全・快適に過ごせるように、敷地内に照明を設ける場合には、中央緑道の照明に合わせた色の灯りとするなど、まちなみの明るさが柔らかなものとなるよう配慮します。



中央緑道周辺地区景観形成重点地区における将来のありうべき景観像

Ⅲ 乙川に連続する空を感じられるまちなみ

中央緑道沿道のまちなみの景観を緑地がつくる自然景観と調和のとれたものとするため、まちのスカイラインを構成する建築物の高層部は中央緑道内や乙川から見て壁のようにならないようにします。特に、建築物の中高層部の壁面を後退するように配慮するなど、空の解放感を感じられる建築物の形態とします。

Ⅳ 緑道の自然・歴史景観と連続するまちなみ

中央緑道沿道のまちなみがつくる都市景観を緑地がつくる自然景観や長い時間が育んだ歴史景観と調和のとれたものとするために、建築物の外壁や屋根等の色彩は、土や自然素材に近い色相、低彩度・低明度を基本とし、極端な明度差をなくし、華美な色彩を避けることで、緑道で四季折々に変化を見せる木々や草花の色合いが活かせるようなものとします。また、緑道から見える位置に屋外広告物を設置する場合は歩行者中心のまちにふさわしく、歩く人に視認される大きさを目安にひとつひとつの規模や形態、意匠を調整します。



籠田公園と中央緑道



国道1号付近から見た中央緑道



国道1号から景観形成重点地区を望む

3) 景観配慮指針等

① 景観配慮指針

景観形成方針に基づき、建築行為等に際して景観上配慮いただきたい事項を、景観配慮指針として次のとおり定めます。

■景観配慮指針（中央緑道周辺地区）

項目		推奨配慮指針（自主配慮）
建築物及び工作物	色彩	中央緑道や乙川がもたらす自然と馴染むまちなみを形成するため、建築物の外壁、屋根、工作物及び屋外広告物に使用する色彩は極端な明度差・彩度差を少なくし、自然景観が持つ柔らかな明度起伏からの突出を避けるように努める。
	形態意匠	中央緑道や乙川がもたらす自然景観と調和のとれたものとするため、建築物の外壁、屋根及び工作物に使用する素材は地域の事業者や職人の関わった素材を選定するなど、地域への敬意を表現するように努める。
	位置配置	中央緑道を中心とした歩きたくなる街路空間を創出するため、駐車場の出入口等は緑道側の配置を避け、滞在空間を創出する緑のオープンスペースを積極的に確保するように努める。
	高さ	中央緑道の柔らかなスカイラインと調和のとれた都市景観を形成するため、建築物の中高層部の壁面を後退させるなど、空の開放感が感じられるような街路空間となるように努める。
	屋外設備	建築物の「かお」が並ぶまちなみを形成するため、屋外に設ける設備等は中央緑道側に配置しないに努める。
	照明	夜間も安全に歩くことができる街路空間を形成するため、中央緑道内の景観に応じて照明を配置し、柔らかな光を感じるまちなみの創出に寄与するよう努める。
	屋外広告物	歩きたくなる街路空間のスケールに合わせて屋外広告物は建築物と統一感があり、大きさに配慮した掲出方法とするように努める。
	緑化	緑地空間・街路空間と連続した歩いて楽しいまちなみをつくるため、まちなみの緑視率の向上や中央緑道との統一感の創出につながる建築物の足元の緑化を図るように努める。また、中央緑道や乙川沿道との一体的な活動を誘発するため、敷地内に中高木を設置する際は街路空間に緑陰をもたらす枝下高さ 2.5m 以上の樹種の選定を推奨する。

② 景観協議の対象行為

景観協議の対象行為は、次のとおりとします。

■景観協議の対象行為（中央緑道周辺地区）

区分	規模	行為
建築物	すべてのもの	新築、改築、増築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更
工作物		

【適用除外】

◆景観計画区域（市全域）の適用除外に定めた事項

(4) 景観形成基準等

景観まちづくりの方針を受け、中央緑道周辺地区らしいまちなみ景観を維持するため、下記のとおり景観形成基準を定めます。

■景観形成基準（中央緑道周辺地区）

項目		指導基準（勧告）
建築物及び工作物	色彩	建築物の外壁や屋根、工作物の色彩は、低彩度かつ中明度の色彩を基準とする。具体的には、外壁等の面積に応じて使用可能な基調色・補助色・強調色の色域を定めた色彩基準を用いる。
	位置配置	中央緑道と連続したまちなみを創出するため、延床面積 300 ㎡以上の建築物を新築等する場合は、敷地面積の 5 % と 200 ㎡のうちいずれか小さい面積以上のオープンスペースを中央緑道に面して確保する。
	屋外設備	建築物を新築する場合は、屋外設備等が中央緑道側に露出せずに配置できるスペースを事前に計画する。やむを得ず緑道側に屋外設備等が露出する場合は、建築物の意匠・色彩と一体的なデザインとしたり、植栽等で修景を行うなどの配慮を行う。
	照明	中央緑道側に外部照明を設置する場合や通りに漏れ光をもたらす建築物の低層部の店舗等の室内照明は、電球色や温白色（色温度 2700K から 3500K）とし、過度な光や不快な光が生じない設置位置や形態等とする。
	緑化	延床面積が 1,000 ㎡を超える建築物を新築する場合は、敷地面積の 5 % 以上の緑化施設（壁面緑化や屋上緑化等）を中央緑道から見える場所を中心に設ける。また、岡崎市の在来種を栽培するなど中央緑道との統一感の創出に寄与する種類の植栽を推奨する。

■色彩基準について

中央緑道周辺景観形成重点地区では、建築物の外壁・屋根、工作物の外観の色彩について、適切な面積配分を設け、マンセル値による色彩基準を設定するとともに、周辺景観との調和を図ります。このうち、建築物の外壁の色彩基準は外壁の各見付面積の割合によって「基調色」「補助色」「強調色」の 3 つに区分し、色彩の使用可能範囲等を定めます。

基調色（建築物等の外壁各面の面積 4/5 以上） 建築物等の基調となり、建築物等全体のイメージを生む色彩						
色相	R（赤）、YR（黄赤）		Y（黄）		その他の色相	
明度	4 以上 8 以下	8 を超える	4 以上 8 以下	8 を超える	4 以上 8 以下	8 を超える
彩度	6 以下	2 以下	4 以下	2 以下	2 以下	1 以下

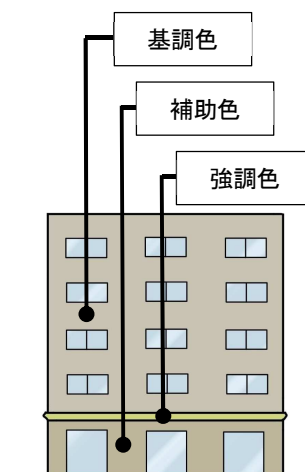
補助色（建築物等の外壁各面の面積の 1/5 未満） 基調色を引き立て建築物等のデザインに変化をつける色彩			
色相	R（赤）、YR（黄赤）	Y（黄）	その他の色相
明度	規制なし	規制なし	規制なし
彩度	6 以下	6 以下	2 以下

強調色（建築物等の外壁各面の面積の1/20以下） ごく小面積で使用することによりアクセントを与える色彩			
色相	R（赤）、YR（黄赤）	Y（黄）	その他の色相
明度	規制なし	規制なし	規制なし
彩度	規制なし	規制なし	規制なし

※外壁各面の面積：建築物等の各面を正面から見たときに見える鉛直投影面積

※補助色＋強調色≦外壁各面の面積1/5

※高さ15m以下かつ延床面積300㎡以下の建築物の場合は、基調色に使用できる
明度基準を「2以上8以下」としてもよい



■届出対象行為（中央緑道周辺地区）

区 分	規 模	行 為
建築物	すべてのもの	新築、改築、増築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更
工作物		

【適用除外】

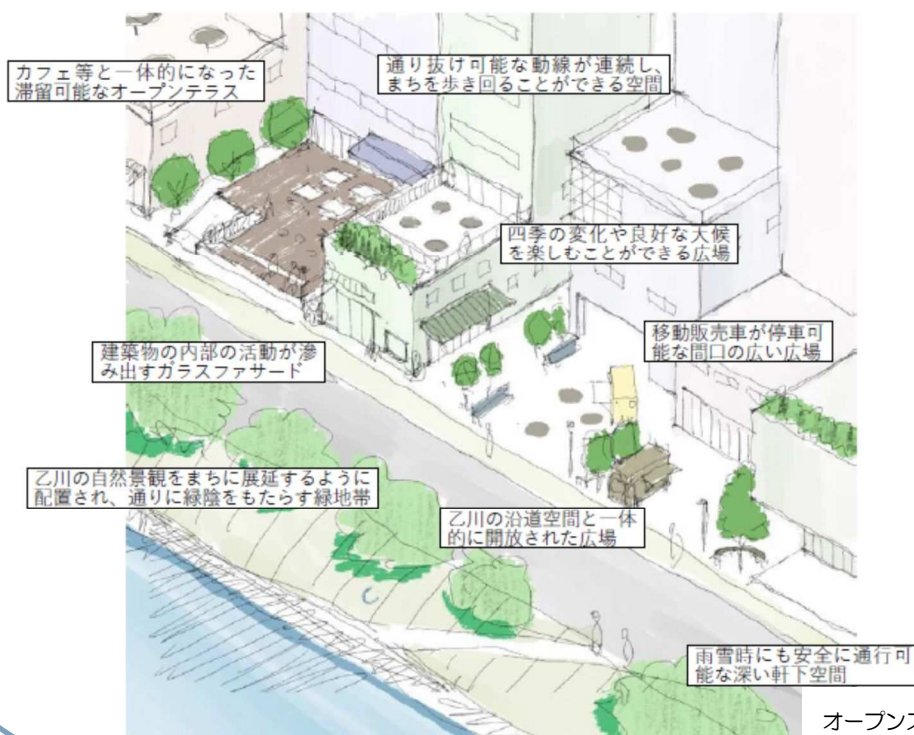
◆景観計画区域（市全域）の適用除外に定めた事項

コラム column

オープンスペースについて

岡崎市ではオープンスペースを下記のように考えています。

官民の中間領域としての快適な歩行空間を形成し、岡崎市の自然の魅力を広げ、
市民や来訪者の滞留・交流を促す多様な使い方が可能な空間



オープンスペースの例